

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書

日本国並びに東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）構成国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の政府は、

二千八年十二月一日に効力を生じた包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下「AJCEP協定」という。）を想起し、

特に経済分野における四十年を超える日本国とASEANとの間の関係における成果に励まされ、

AJCEP協定を主要な手段として用いることにより日本国及びASEANの構成国（以下「ASEAN構成国」という。）の競争力を一層強化することを希望し、

さらに、日ASEAN友好協力四十周年を記念して日本国及びASEAN構成国の元首又は政府の長によつて採択された日ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント（共に描き、共に生き、共に歩

む）において、これらの元首又は政府の長が、特に、物品の貿易、サービスの貿易及び投資に関する双方の関心分野における協力を強化すること（A J C E P協定の活用及び日A S E A N十箇年戦略的経済協力ロードマップの実施を促進することを含む。）を通じて、包括的な経済上の連携を更に強化する約束を表明したことを想起し、

サービスの貿易及び投資に関する規定について討議し、及び交渉し、並びにその交渉の結果をA J C E P協定に組み込むという日本国及びA S E A N構成国の意図を反映しているA J C E P協定第五十条及び第五十一条の規定に留意し、

A J C E P協定にサービスの貿易、自然人の移動及び投資に関する確固とした章を組み込むことを希望し、また、これらの章を組み込むことが日本国とA S E A Nとの間の連携を強化し、及び東アジア地域における経済的な統合を支えることを確信し、

さらに、A J C E P協定第七十七条においてA J C E P協定の改正が全締約国の合意によることを定めていることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条 ミャンマー連邦の記載

A J C E P協定の規定中「ミャンマー連邦」とあるのは、「ミャンマー連邦共和国」と読み替えるものとする。

第二条 新たな附属書の組込み及びA J C E P協定の目次の改正

- 1 この議定書の付録一から付録五までは、この議定書の不可分の一部を成す。
- 2 A J C E P協定の目次をこの議定書の付録一に掲げる新たな目次に改める。
- 3 この議定書の付録二から付録五までは、それぞれA J C E P協定附属書六から附属書九までとしてA J C E P協定に組み込まれる。

第三条 A J C E P協定第一章（総則）の改正

- 1 A J C E P協定第八条を次のように改める。

第八条 安全保障のための例外

- 1 この協定の適用上、この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 戦時、国内における緊急時又は他の国際関係における緊急時にとる措置

(iii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iv) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を使用不能にし、又は破壊することを意図した計画的な企てから、当該公共基盤を防護するためにとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2 合同委員会は、1(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

2 A J C E P協定第十一条2(e)を次のように改める。

(e) 次のものを採択すること。

(i) 附属書四規則十一に規定する運用上の規則

(ii) 附属書二が改正された場合の同附属書の全締約国による実施に関する手続規則であつて、第三十

七条に規定する原産地規則に関する小委員会の勧告に基づくもの（当該手続規則は、特に、改正された附属書二が附属書四の規定による原産地証明書の申請及び発給について適用される日に関して

対象とする。）

(iii) 第七十七条5の規定に基づくこの協定の改正

(iv) 必要な決定

第四条 A J C E P協定第六章（サービスの貿易）の改正

A J C E P協定第六章を次のように改める。

第六章 サービスの貿易

第五十・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(b) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(c) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(d) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則

に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(e) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対する全ての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(f) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g) 「他の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該他の締約国又は当該他の締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスの提供が行われる場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他の締約国の法人

(h)(i) 法人が締約国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

(i) 「措置」とは、締約国による措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(j) 「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(k) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 締約国の領域におけるサービスの提供のための他の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(1) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(m) 「他の締約国の自然人」とは、他の締約国の領域に居住しているか否かを問わず、当該他の締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該他の締約国の国民であること。

(ii) 当該他の締約国において永住する権利を有すること（当該他の締約国が、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書（以下「第一議定書」という。）が効力を生じた後に他の全ての締約国に通報するところにより、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該他の締約国の永住者に対し、当該他の締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の締約国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

注釈 カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国については、他の締約国の自然人は、当該他の締約国の法律の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域に居住しているか否かを問わない。）に限る。したがって、この章の規定は、相互主義の原則に従い、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民

主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国の永住者については、適用しない。これらの締約国のうちいずれかの締約国が他の締約国又は非締約国の永住者の待遇に関する法律を制定した場合には、当該締約国に関し、この章の規定に基づく自然人の対象範囲に永住者を含めるか否かの問題について全締約国間で交渉を行う。

(n) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(o) サービスの「分野」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 特定の約束については、締約国の特定の約束に係る表に記載する当該サービスの一若しくは二以上の又は全ての小分野

(ii) 当該サービスの分野の全体（当該サービスの分野の全ての小分野を含む。）

(p) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送

サービスに適用される条件を含まない。

(q) 「サービス」には、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスを含む。

(r) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(s) 「他の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他の締約国の領域から又はその領域において提供されるサービス。海上運送については、他の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、他の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(t) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この協定に基づいてサービ

ス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

- (u) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。
- (v) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様によるサービスの提供をいう。
 - (i) いずれかの締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
 - (ii) いずれかの締約国の領域におけるサービスの提供であって他の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
 - (iii) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
 - (iv) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の当該締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
- (w) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国

の領域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十・二条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定は、次の事項については、適用しない。

- (a) 政府調達
- (b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
- (c) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼす措置を除く。
 - (i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(d) 締約国の雇用市場へのアクセスを求める他の締約国の自然人に影響を及ぼす当該締約国による措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3 この章の附属書Aは、金融サービスに関して、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

4 この章の附属書Bは、電気通信サービスに関して、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十・三条 最恵国待遇

1 各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、附属書七に記載する分野、小分野又は活動に関する締約国による措置については、適用しない。

3 1及び2の規定にかかわらず、附属書八に掲げる締約国は、1及び2の規定の適用を免除されるものとし、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを考慮するよう努める。第九章に定める紛争解決手続は、この3の規定に関する締約国のいかなる決定についても、適用しない。

第五十・四条 透明性

1 全締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させる上でサービスの貿易を規律する透明性のある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

公表

2 各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時まで公表する。

(a) 一般に適用される全ての関連する措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすもの

(b) サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であつて、自国が当事国であるものの

3 各締約国は、可能な限り、2に規定する種類の措置及び国際協定について、インターネット上で利用可能なものとする。

4 2及び3に規定する措置及び国際協定の公表が実行可能でない場合には、当該措置及び国際協定に関する情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

5 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される規制であつて、自国が設定し、改正し、又は廃止しようとするものについて、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲内で、その設定、改正又は廃止の前に全締約国の利害関係を有する者による意見提出のための合理的な機会を与え、並びに公衆から受領した意見及び当該意見に対する検討結果を公表する。

注釈 締約国は、当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、並びに最終的な規制案を定める文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

連絡部局

6 各締約国は、この章の規定の対象となる事項について全締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。連絡部局は、他の締約国の要請があつた場合には、次のことを行う。

(a) 関連する事項について責任を有する事務所又は職員を特定すること。

(b) 当該事項に関して、要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

7 各締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他の締約国の全ての要請に対して速やかに応ずる。

(a) 2 (a) に規定する措置又は 2 (b) に規定する国際協定

(b) この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更（当該他の締約国に対し、導入し、又は変更した法令又は行政上の指針を事前に通報したか否かを問わない。）

8 各締約国は、自国の一般に適用される関連する措置であつて、この章の規定の対象となる事項に関するものに関し、全締約国の利害関係を有する者からの照会に、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲内で応ずる。

- 9 各締約国は、前条、第五十・十七条及び第五十・十八条の規定に基づく義務に適合しない法律及び中央政府の他の措置について法的拘束力のない表（透明性に係る表）を作成する（中央政府の他の措置については、可能な限り作成する。）。当該表は、(i)この協定において特定の約束が行われた分野又は第一議定書が効力を生ずる日において効力を有する他の協定（サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼすもの）であつて、当該表を作成する締約国が当事国であるものにおいて特定の約束が行われた分野及び(ii)可能な限り(i)に規定する分野に含まれない他の分野を対象とするものとし、新規 ASEAN 構成国については第一議定書が効力を生ずる日から六年以内に、その他の締約国については当該効力を生ずる日から四年以内に、全締約国間で交換され、及び公表されるものとし、また、必要に応じて、将来の見直し及び改定の対象とすることができる。当該表は、この協定の不可分の一部を成すものではなく、また、第九章に定める紛争解決手続の対象とはならない。当該表には、次の要素を含める。
- (a) 分野及び小分野又は事項
 - (b) 適合しない規定（最恵国待遇、市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類
 - (c) 措置の法的根拠その他の根拠

(d) 措置の簡潔な説明

注釈 この9の規定は、締約国に対し、当該表に関連する事項に関して他の締約国と交渉を行う義務を課するものと解してはならない。当該表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。また、当該表に含まれる情報は、締約国が新たな措置を導入すること又は変更を行うことを妨げるものではない。この9の規定に基づく見直し又は改定については、当該表の更新のみを目的とする。

10 締約国は、9に規定する表の作成について、他の締約国の要請があつた場合には、利用可能な資源の範囲内で、要請を行った締約国に対して技術援助を与えることができる。

第五十・五条 国内規制

1 各締約国は、第五十・七条から第五十・二十三条までの規定に基づいて特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 (a) 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提

供者の要請に基づき速やかに当該決定を審査し、及び正当とされる場合には当該決定に関して適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

(b) (a)の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

3 各締約国の権限のある当局は、この章の規定に基づく特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、次のことを行う。

(a) 不備がある申請の場合には、申請者の要請に基づき、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、合理的な期間内に不備を是正する機会を与えること。

(b) 申請者の要請に基づき、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c) 申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲

内で、申請者に対して、その終了又は拒否の理由を書面により遅滞なく通知すること。申請者は、任意に、新たな申請を再提出することができる。

4 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、提出された申請に対して行政上の決定を行うことについての基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a) 当該基準をできる限り具体的なものとする。

(b) 当該基準を公に利用可能なものとして（公に利用可能なものとしてが当該締約国にとって行政上特別の支障を来すこととなる場合を除く。）。

5 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a) 当該権限のある当局による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b) (a)に規定する標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとして。

6 各締約国は、他の締約国のサービス提供者についての資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するた

め、これらの要件が、特に、次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的な、かつ、透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。

(c) 免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

7 (a) 締約国は、自国が特定の約束を行った分野であつて、当該特定の約束において定める条件又は制限に従うことを条件としたものについては、この章の規定に基づく自国の義務を次に掲げる態様により無効にし、又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(i) 6 (a) から (c) までに規定する基準に適合しない態様

(ii) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

(b) 締約国が (a) の規定に基づく義務を遵守しているか否かの決定については、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈 「関係国際機関」とは、少なくとも全締約国の関係機関が参加することができる国際機関を

いう。

8 各締約国は、自由職業サービスに関する特定の約束を行った分野において、他の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

9 サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果が効力を生ずる場合において、当該交渉の結果がこの協定の下で効力を生ずるものとするため、適当なときは、全締約国間での協議の後、この条を改正する。

第五十・六条 行政指導

1 締約国の中央政府の権限のある当局は、この章の規定の対象となる事項に関して行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保することが奨励される。また、当該権限のある当局は、当該行政指導が関係者に対してその任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求しないことを確保することが奨励される。

2 1に規定する権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者が行政指導に従わないことのみを理由として不利に扱われないことを確保することが奨励される。

3 1に規定する権限のある当局は、関係者の要請があつた場合には、自国の法令に従つて、当該関係者に対して行政指導の目的及び内容を書面により提供することが奨励される。

4 この条の規定の適用上、「行政指導」とは、締約国の中央政府の権限のある当局による指導、勧告又は助言であつて、行政上の目的を達成するため、ある者に対して一定の作為又は不作為を要求するものであるが、当該者の権利及び義務を創設し、当該者の権利及び義務に制限を課し、又はいかなる意味においても当該者の権利及び義務に影響を及ぼすものではないものをいう。

第五十・七条 承認

1 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国のそれぞれの基準の全部又は一部を適用する上で、また、4に規定する要件に従い、他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法によつて行うことができるものとし、関係締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

2 二以上の締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国のそれぞれ

の基準を適用する上で、資格要件、資格の審査に係る手続、免許に係る手続若しくは登録に係る手続の承認についての交渉を開始することができ、又は自国の関係する権限のある機関に対して当該交渉の開始を奨励することができる。

3 1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、利害関係を有する他の締約国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

4 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たって国の間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で承認を与えてはならない。

5 締約国が、他の締約国又は非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えら

れた免許若しくは資格証明を、当該締約国と当該他の締約国若しくは非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、第五十・三条のいかなる規定も、当該締約国に対し、当該他の締約国以外の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを求めるものと解してはならない。

第五十・八条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第五十・三条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスの提供（当該締約国の特定の約束に従うものに限る。）に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の領域において当該特定の約束に反する態様で自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する。

3 締約国は、他の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信

ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の領域においてこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第五十・九条 商慣習

1 全締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識する。

2 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となつてゐる事項に関連する秘密でない情報であつて公に利用可能なものを提供することによつて協力する。また、要請を受けた締約国は、自国の法律に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関する適切な協定の締結を条件として、利用可能な他の情報を要請を行った締約国に提供する。

第五十・十条 セーフガード

1 全締約国は、セーフガード措置の問題について、無差別の原則に基づいて、サービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉に留意する。全締約国は、当該多角的交渉が終了した時は、当該多角的交渉の結果を組み込むためのこの章の規定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

2 この章の規定に基づいて行われた約束の実施が1に規定する多角的交渉の終了までに締約国のサービスの分野に実質的な悪影響を及ぼす場合には、その影響を受けた締約国は、関係締約国に対して協議を要請することができる。要請を受けた締約国は、実質的な悪影響を及ぼした可能性があると自国が認める約束及び要請を行った締約国が当該悪影響を緩和する措置を採用する可能性に関し、要請を行った締約国との協議を行う。要請を行った締約国は、他の全ての締約国に対し、この2の規定に基づく協議を要請したことを通報する。

3 2の規定に従ってとる措置については、協議を行う締約国が相互に合意する。

4 協議を行う締約国は、他の全ての締約国に対し、協議の終了後、実行可能な限り速やかに、かつ、第

五十・二十四条に規定するサービスの貿易に関する小委員会の次回の会合までに、その協議の結果を通報する。

第五十・十一条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定（以下「IMF協定」という。）に適合する為替の利用を含め、IMF協定に基づく国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国としての全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又はIMFの要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反する制限を資本取引に対して課してはならない。

第五十・十二条 国際収支の擁護のための制限

1 締約国は、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該特定の約束に関連する取引のための支払

又は資金の移転に対するものを含む。)を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 締約国間で差別しないものであること。

(b) IMF協定に適合するものであること。

(c) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たって、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、維持してはならない。

4 1の規定に基づいて課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他の締約国に対して速や

かに通報する。

5 締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合において、当該締約国が課した制限に関する協議が世界貿易機関において行われていないときは、当該締約国は、要請があつた場合には、自国が課した制限の見直しを行うため、要請を行った締約国と速やかに協議を開始する。

第五十・十三条 一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある締約国の間における恣意的若しくは不当な差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対して真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第五十・十八条の規定に適合しない措置

注釈 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、締約国がその税制の下でとる次のいずれかの措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv) 当該締約国の領域内の源泉に基づき、当該他の締約国の領域において又は当該他の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(vi) 当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる当該締約国の法律に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が、当該締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果によるものである場合には、第五十・三条の規定に適合しない措置

第五十・十四条 補助金

1 この条に定める場合を除くほか、この章の規定は、締約国が交付する補助金若しくは行う贈与について又は当該補助金若しくは当該贈与を受け、若しくは受け続ける場合に付される条件については、適用しない（当該補助金又は当該贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるかを問わない）。締約国は、当該補助金又は当該贈与がこの章の規定に基づいて約束を行ったサービスの貿易に著しく影響を及ぼす場合には、この問題の友好的な解決のため、協議を行うよう要請することができる。要請を受けた締約国は、その要請に対して好意的な考慮を払う。

2 全締約国は、この章の規定に従って次のことを行う。

(a) 要請があった場合には、要請を行った締約国に対し、この章の規定に基づいて約束を行ったサービスの貿易に関連する補助金についての情報を提供すること。

- (b) 世界貿易機関が関連する規律を作成した場合には、補助金の取扱いについて検討すること。

第五十・十五条 協力

全締約国は、サービスの分野（第八章の規定に基づく既存の協力のための取決めの対象でない分野を含む。）における協力のための努力を強化する。全締約国は、自国の能力、効率性及び競争力を向上させるため、協力のためのサービスの分野について討議し、相互に合意すること及び当該サービスの分野における協力のための計画を作成することが奨励される。

第五十・十六条 新規ASEAN構成国の参加の増大

全締約国は、新規ASEAN構成国のためのこの章の規定による利益を増進するため並びに第二条、第三条及び第五十二条の規定に従い、新規ASEAN構成国に対して特別のかつ異なる待遇を与えること及び交渉に基づく特定の約束であつて次の事項に関連するものを通じて新規ASEAN構成国によるこの章への参加を促進することの重要性を認識する。

- (a) 国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化（特に、商業的な原則に基づく技術の利用によるもの）

(b) 流通経路及び情報網の利用の改善

(c) 新規ASEAN構成国が輸出について関心を有する分野における約束

(d) 各新規ASEAN構成国による約束がそれぞれの発展段階に応じて行われることの認識

第五十・十七条 市場アクセス

1 締約国は、第五十・一条(v)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、第五十・一条(v)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関して市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束する。締約国は、同条(v)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関して市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束する。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表に

別段の定めのない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第五十・十八条 内国民待遇

1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条に規定する特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによつて生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供

者に与える待遇と形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待遇のいずれかを与えることにより、1の規定の義務を履行することができる。

3 締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 締約国は、他の締約国の措置であつてこれらの締約国の間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第九章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第五十・十九条 追加的な約束

全締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第五十・二十条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を表に記載する。附属書六の自国の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野又は小分野に関して次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件及び制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、1 (a) 及び (b) に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づく措置によるものを除く。）は、当該特定の約束に適合しない現行の措置に限る。

注釈 この2の規定の適用上、「現行の」とは、第一議定書が効力を生ずる日に有効であることをいう。

3 第五十・十七条及び第五十・十八条のいずれの規定にも適合しない措置は、これらの規定に関する欄に記載する。

第五十・二十一条 約束の適用

各締約国は、前条の規定に基づいて、自国の特定の約束に係る表を作成するものとし、他の締約国に対して当該表を適用する。

第五十・二十二条 漸進的な自由化

全締約国は、全締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するために、順次交渉のラウンドを開始することができる。

第五十・二十三条 特定の約束に係る表の修正

1 締約国は、自国の特定の約束に係る表における約束が効力を生ずる日から三年を経過した後いつでも、当該特定の約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合に限る。

(a) 当該締約国が、約束を修正し、又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までに他の締約国及びASEAN事務局に通報すること。

(b) 当該締約国が、必要な補償的調整について合意するために、影響を受ける締約国と交渉を行うこ

と。

2 全締約国は、補償的調整を図る上で、互恵的な約束の一般的水準が1(b)に規定する交渉の前に特定の約束に係る表に定める水準よりもサービスの貿易にとって不利とならないことを確保する。

3 この条の規定に基づく補償的調整は、全締約国に対し、無差別の原則に基づいて与えられる。

4 関係締約国が補償的調整について合意に達することができない場合には、その問題については、第九章の規定に基づく仲裁によって解決する。修正を行う締約国は、仲裁の認定に従って補償的調整を行うまでの間自国の約束を修正し、又は撤回することができない。

5 修正を行う締約国が提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないときは、当該仲裁に参加した締約国は、当該認定に従って実質的に同等の利益を変更し、又は撤回することができ。第五十・三条及び第五十・二十一条の規定にかかわらず、その変更又は撤回は、当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。

第五十・二十四条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条

において「小委員会」という。）を第十一条の規定に従って設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関して約束の見直しを行うこと。

- (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。

- (d) 合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。

- (e) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 小委員会は、日本国政府及び全ASEAN構成国政府の代表者から成る。

- (b) 小委員会は、日本国政府の職員及び一のASEAN構成国である締約国の政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会は、全締約国によるコンセンサス方式に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の討議に参加するよう招請す

ることができる。

5 小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五十・二十五条 見直し

1 全締約国は、全締約国間のサービスの貿易の一層の自由化（特定の約束に係る表の形式を再交渉する可能性を含む。）のため、第七十五条の規定に基づく一般的な見直しの機会又は全締約国が別段の合意をする他の機会に、この章の規定（この章の附属書A及び附属書Bの規定を含む。）及び附属書六から附属書八までの規定の見直しを行う。

2 締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動について、第一議定書が効力を生じた後に第五十・二十二条の規定に従って自主的に一層の自由化を行った場合には、当該締約国は、その自主的な自由化をこの協定に組み込むための他の締約国による要請について検討することができる。

第五十・二十六条 利益の否認

締約国は、次のサービスの提供及びサービス提供者については、この章の規定による利益を否認することができるとができる。

- (a) サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供
- (b) 海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する者が(i)に規定する船舶によってサービスを提供していることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供
 - (i) 非締約国の法律に従って登録されている船舶
 - (ii) 船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する非締約国の者
- (c) 法人であるサービス提供者が他の締約国のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合における当該サービス提供者

第六章の附属書A 金融サービス

第A・一条 適用範囲及び定義

1 この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第五十・一条(u)に定義するサービスの提供をいう。

2 (a) この附属書の規定の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであつて、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(1) 生命保険

(2) 生命保険以外の保険

(B) 再保険及び再再保険

(C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(E) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(F) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(G) ファイナンス・リース

(H) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(I) 保証

(J) 自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(1) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(2) 外国為替

(3) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(4) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(5) 譲渡可能な有価証券

(6) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(K) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(L) 資金媒介業

(M) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運

用、保管、預託及び信託のサービス)

(N) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(O) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(P) (E)から(O)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。

(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業

的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

- (B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

- (iv) 「自主規制団体」とは、次のものをいう。

- (A) 日本国については、金融サービス提供者に対して、委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）

- (B) ASEAN構成国については、法令により自主規制団体と認められる非政府機関であつて、法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使するもの（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関又は支払決済機関その他の組織又は団体を含む。）

- (b) 第五十・一条(q)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

- (i) 中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行

するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 第五十・一条(q)の規定の適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

(d) 第五十・一条(a)に定義する「政府の権限の行使として提供されるサービス」は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第A・二条 透明性

1 全締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させる上で金融サービスにおける規制の透明性が重要であることを認識する。

2 各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持され

るものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとるよう努める。

3 各締約国は、この附属書の適用を受ける一般に適用される措置に関し、可能な限り、他の締約国の利害関係を有する者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

注釈 全締約国は、この条における利害関係を有する者については、その直接的な資金上の利益が一般に適用される規制の設定によって影響を受ける可能性のある者のみとすべきであるとの理解を共有していることを確認する。

4 各締約国の権限のある当局は、他の締約国の利害関係を有する者に対し、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うために必要なもの（必要とされる書類を含む。）を利用可能なものとするよう最善の努力を払う。

5 締約国の権限のある当局は、申請者の書面による要請があった場合には、その申請の処理状況を当該申請者に通知する。権限のある当局は、当該申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、合理的な期間内に当該申請者に通知する。

6 (a) 各締約国の権限のある当局は、当該各締約国の領域において金融サービスを提供しようとする他の締約国の金融サービス提供者による不備のない申請については、百八十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し合理的な期間内に当該決定を通知する。申請は、全ての関連する手続が行われ、かつ、当該権限のある当局が全ての必要な情報を受領したと認めるまでは、不備のないものと認められない。

(b) 各締約国の権限のある当局は、決定を百八十日以内に行うことが実行可能でない場合には、遅滞なく申請者に通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

7 締約国の権限のある当局であって申請を拒否したものは、当該申請が拒否された申請者の書面による要請があつた場合には、当該申請者に対しその拒否の理由を通知するよう努める。

第A・三条 情報の移転及び処理

1 締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。

(a) 情報の移転（電磁的手段によるデータの移転を含む。）であつて、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの

(b) 金融情報の処理（電磁的手段によるデータの移転を含む。）であつて、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの

(c) 機器の移転であつて、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの（国際協定に適合する輸入規則に基づく措置をとる場合を除く。）

2 1の規定は、

(a) 個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利（自国の法令に基づくものを含む。）を制限するものではない。ただし、当該権利がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

(b) 締約国の権限のある当局が、規制のため又は信用秩序の維持のため、当該締約国の領域内の金融サービス提供者に対し、データの管理及び保管並びにシステムの維持に関する国内規制に従うこと並びに当該締約国の領域において記録の複製を保管することを要求することを妨げるものではない。

(c) 締約国に対し、国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であつて、当該締約国が特定の約束を行っていないものを許可すること（非居住者である金融サービス提供者に対し、本人として

又は仲介により若しくは仲介者として、第A・一条2(a)(i)(0)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理を許可することを含む。)を要求するものと解してはならない。

第A・四条 国内規制

1 第六章の他の規定(この附属書及び同章の附属書Bの規定を含む。)及び附属書六から附属書八までの規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は自国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2 第六章(この附属書及び同章の附属書Bを含む。)及び附属書六から附属書八までのいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第A・五条 信用秩序の維持のための措置の承認

締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たって、協定又は取決めに
よって、信用秩序の維持のための措置であって非締約国又は国際的な規制機関のものを承認する場合に
は、他の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当なときは
当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することとなる状況の下に
おいては、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若
しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、
他の締約国に対し、そのような状況が存在することを明らかにするための機会を十分に与える。

第A・六条 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第六十四条の規定により設置される仲
裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

第六章の附属書B 電気通信サービス

第B・一条 適用範囲

1 この附属書の規定は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この附属書の規定は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

3 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a) 締約国が、他の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービス（附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するものを除く。）を設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国が当該電気通信の伝送網若しくは伝送サービス

スを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第B・二条 定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの加入者又は最終的な消費者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(c) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

- (i) 単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。
- (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

- (d) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいう。
- (e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有する提供者をいう。
 - (i) 不可欠な設備の管理
 - (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (f) 「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
- (g) 「個人の情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するあらゆる情報をいう。
- (h) 「公衆電気通信の伝送網」とは、ネットワークの定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
- (i) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上

要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送（典型的には、二以上の定められた地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行う伝送）を含む。

(j) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(k) 「電気通信規制機関」とは、締約国の法令の下で電気通信の規制について責任を負う当該締約国の領域内の一又は二以上の機関をいう。

(1) 「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者をいう。

第B・三条 アクセス及び利用

1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するサービスの提供に関して、他の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 各締約国は、他の締約国のサービス提供者について、当該各締約国において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びこれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。

(c) サービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスが公衆一般にとって利用可能であることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3 各締約国は、他の締約国のサービス提供者が当該各締約国内の及び当該各締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国の領域において

データベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。

(a) 通信の安全及び秘密を確保すること。

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者の個人の情報を保護すること。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、特に、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な

場合

6 5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含めることができる。

- (a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
- (b) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第B・十七条に定める目標の達成を促進するとの要件
- (c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限
- (e) 届出、許可、登録及び免許

第B・四条 番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、技術的及び経済的に実行可能な範囲内で、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービスについて番号ポータビリティを提供することを確保するよう努める。

第B・五条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにならないこと。

第B・六条 主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第B・七条 再販売

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対して不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第B・八条 相互接続

1 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網の提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、自国の法令に規定する範囲内で相互接続を提供する

ことを確保する。

2 各締約国は、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対して、ネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって、提供されること。

(b) 透明性のある、経済的実行可能性に照らして合理的な及び他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

3 各締約国は、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれかの事項に従い、当該提供者の設備及び機器を当該各締約国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができるとを確保する。

(a) 当該各締約国の電気通信規制機関が承認する接続約款（不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの）

(b) 相互接続に関する既存の契約に定める条件

(c) 相互接続に関する新たな契約（商業的な交渉によるもの）

4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款のいずれか

を公に利用可能なものとすることを確保する。

6 各締約国は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はこれらの最終利用者についての商業上機微な又は秘密の情報であつて、当該公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、当該相互接続業務以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

第B・九条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各締約国は、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

第B・十条 コロケーション

各締約国は、自国の法令に従い、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）

かつ、透明性のある条件（適当な場合には、技術的実行可能性及び場所の利用可能性を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、当該主要なサービス提供者の建物内に当該公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の機器の設置を認めることを確保する。

第B・十一条 独立の電気通信規制機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

注釈 「電気通信サービスの提供者」は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に限らない。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全体的な参加者について公平であることを確保する。

第B・十二条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それだけでは反競争的とはみなされない。ただし、当該義務については、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で運用され、かつ、当該各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

第B・十三条 免許

1 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供のために免許、特許、許可、登録その他の種類の承認が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 免許その他の承認に係る全ての基準及び手続並びに免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 当該各締約国が付与する個別の免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の条件

2 締約国の権限のある当局は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。当該締約国の権限のある当局は、免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の申請を拒否する決定を行った場合において、申請者の要請があつたときは、その拒否の理由を当該申請者に通

知する。

第B・十四条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数及び番号を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国の措置自体は、第五十・十七条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利を第六章の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

第B・十五条 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、料金その他のサービスの条件、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様、当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関に関する情報、端末その他の機器の接続に適用される条件並びに届出、許可、登録又は免許の要件（該当する場合に限る。）を含む。

第B・十六条 紛争解決

1 各締約国は、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がこの附属書の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて当該各締約国の関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該

決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由とすることを認めてはならない。

3 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、当該各締約国の法令に従つて当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

第B・十七条 国際機関との関係

全締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第B・十八条 経過措置

締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意し、及びサービス貿易一般協定に基づく各締約国の約束に留意して、経過措置に関する第六章の附属書Bの付録に定めるところにより次に掲げる各条の規定の適用を延期することができる。

- (a) 第B・五条 競争条件の確保のためのセーフガード
- (b) 第B・七条 再販売
- (c) 第B・八条 相互接続
- (d) 第B・九条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定
- (e) 第B・十条 コロケーション
- (f) 第B・十一条 独立の電気通信規制機関
- (g) 第B・十三条 免許
- (h) 第B・十四条 希少な資源の分配及び利用

経過措置に関する第六章の附属書Bの付録

締約国	カンボジア王国
第B・五条 競争条件の確保のためのセーフガード	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの条の規定を適用することを
第B・七条 再販売	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの条の規定を適用することを
第B・八条 相互接続	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの条の規定を適用することを
第B・九条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの条の規定を適用することを
第B・十条 コロケーション	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの条の規定を適用することを
第B・十一条 独立の電気通信規制機関	電気通信に関する法令が効力を生じた後速やかにこの条の規定を適用することを約束す
第B・十三条 免許	電気通信に関する法令が効力を生じた後速やかにこの条の規定を適用することを約束す
第B・十四条 希少な資源の分配及び利用	電気通信に関する法令及び無線通信に関する法律が生ずる日から三年以内にこの

主 人 ラ 公 民 オ ス		イ ン ド ネ シ ア 共 和 国	
なし		なし	約 束 す る。 。
二 十 年 に 適 この 条 の 規 定 を 二 千	す る。 こ と を 約 束 に 適 用 す る 後 経 過 し た か ら 五 年 を に 反 映 し て 新 た な 法 律 信 に 関 す る 務 を 電 気 通 義 規 定 す る		約 束 す る。 。
なし		なし	約 束 す る。 。
二 十 年 に 適 この 条 の 規 定 を 二 千	す る。 こ と を 約 束 に 適 用 す る 後 経 過 し た か ら 五 年 を に 反 映 し て 新 た な 法 律 信 に 関 す る 務 を 電 気 通 義 規 定 す る		約 束 す る。 。
二 十 年 に 適 この 条 の 規 定 を 二 千	す る。 こ と を 約 束 に 適 用 す る 後 経 過 し た か ら 五 年 を に 反 映 し て 新 た な 法 律 信 に 関 す る 務 を 電 気 通 義 規 定 す る		約 束 す る。 。
なし		なし	る。 。
十 八 年 に 適 この 条 の 規 定 を 二 千		なし	る。 。
十 八 年 に 適 この 条 の 規 定 を 二 千		なし	条 の 規 定 を 適 用 す る こ と を 約 束 す る。 。

国	ミャンマー連邦共和国	フィリピン共和国
	なし	なし（競争条件の確保のため）
用すること を約束する。	なし	専用線の再販売は、認めない。
	なし	この条の規定を相互主義に基づいて適用すること
用すること を約束する。	この条に規定する義務を二十年以内に国内法令に反映した後、この条の規定を適用することとする。	この条の規定を相互主義に基づいて適用すること
用すること を約束する。	なし。この条の規定の適用は、当事者間における有効な商業上の取決めに基づくものとする。	この条の規定を相互主義に基づいて適用すること
	なし	なし
用すること を約束する。	なし	なし
用すること を約束する。	なし	なし

タイ王国	ベトナム社会主義共和国	
電気通信委員会の既存の規則に従って定める。）	最後の特許契約が二千十八年に終了した後、に適用することを約束する。	なし
は、公衆交換電話網には接続してはならない。	なし	この条の規定を二十年に適用することを約束する。
束する。	なし	なし
束する。	なし	この条の規定を二十年に適用することを約束する。
束する。	最後の特許契約が二千十八年に終了した後、に適用することを約束する。	この条の規定を二十年に適用することを約束する。
	なし	なし。ただし、この条に規定する義務が、公衆電気通信の伝送網
	なし	なし
	なし	なし

他の締約 国のサービ ス提供者 について は、ベトナ ム社会主義 共和国の法 令に従い、 自己の機器 を海底ケー ブルの陸揚 局内に設置 することを 認めない。
又は公衆電 気通信の伝 送サービス の提供者に のみ適用さ れることを 条件とす る。

第五条 A J C E P 協定への第六章の二（自然人の移動）の組込み

A J C E P 協定第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 自然人の移動

第五十条の二 目的

この章の目的は、次のとおりとする。

- (a) サービスの貿易及び投資のための全締約国間の自然人の移動に関する権利及び義務を定めること。
- (b) 全締約国間の貿易及び投資に従事する自然人の移動を円滑化すること。
- (c) この章の規定の適用を受ける自然人の入国及び一時的な滞在のための出入国管理に関する文書について、簡素化された、かつ、透明性のある申請手続を定めること。

第五十条の二の二 適用範囲

1 この章の規定は、第五十条の二の四 1 に定める区分のいずれかに該当する締約国の自然人であって、他の締約国の領域に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、締約国の自然人であって、他の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響

を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、締約国が、自国の領域に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在すること
を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保す
るために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、特定の約束の条件に基
づいて他の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを
条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する
自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書九に定める特定の約束の条件に基
づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

第五十条の二の三 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「他の締約国の自然人」とは、他の締約国の領域に居住しているか否かを問わず、当該他の締約国
の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該他の締約国の国民であること。

(ii) 当該他の締約国において永住する権利を有すること（当該他の締約国が、第一議定書が効力を生じた後に他の全ての締約国に通報するところにより、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限り。）。ただし、いずれの締約国も、当該他の締約国の永住者に対し、当該他の締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の締約国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

注釈 カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国については、他の締約国の自然人は、当該他の締約国の法律の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域に居住しているか否かを問わない。）に限る。したがって、この章の規定は、相互主義の原則に従い、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民

主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国の永住者については、適用しない。これらの締約国のうちいずれかの締約国が他の締約国又は非締約国の永住者の待遇に関する法律を制定した場合には、当該締約国に関し、この章の規定に基づく自然人の対象範囲に永住者を含めるか否かの問題について全締約国間で交渉を行う。

(b) 「短期の商用訪問者」とは、

A S E A N構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、A S E A N構成国の領域に一時的に入国し、又は滞在しようとする自然人であつて、その訪問の期間中の報酬及び資金上の支援を当該A S E A N構成国外から得ており、かつ、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

(i) 物品販売者又はサービス提供者の代表者として、当該物品販売者又はサービス提供者のため、物品の販売若しくはサービスの提供について交渉し、又は物品を販売し、若しくはサービスを提供するための契約を締結することを目的とすること。ただし、そのような交渉が一般公衆に対する直接

の物品の販売又はサービスの提供を含まない場合に限る。

(ii) (f)(i)から(iii)までに定義する法人の被用者として、当該ASEAN構成国の領域内の当該法人のため、に投資財産又は業務上の拠点を設立することのみを目的とすること。

(iii) 商用の交渉又は会合に参加することを目的とすること。

(iv) 当該ASEAN構成国の領域において投資財産又は業務上の拠点を設立することを目的とすること。

日本国にASEAN構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる短期の商用訪問者の活動であつて、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行う自然人をいう。

(c) 「契約に基づくサービス提供者」とは、

ASEAN構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、他の締約国の領域において設立された法人（サービスが提供される当該ASEAN構成国の領域に業務上の拠点を有しないものに限る。）の被用者である自然人であつて、次の全ての要件を満たすものをい

う。

(i) 当該自然人の雇用者と当該ASEAN構成国の領域内のサービス消費者との間の契約に基づいてサービスを提供するために当該ASEAN構成国の領域に一時的に入国すること。

(ii) (f)(i)から(iii)までに定義する役員、経営者又は専門家のいずれかに該当し、及び当該自然人の雇用者から報酬を得ること。

(iii) 提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しなければならないこと。

(iv) 該当する場合には、附属書九に定める特定の約束の条件に特定する期間にわたって当該法人の被用者であること。

日本国にASEAN構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる契約に基づくサービス提供者の活動であって、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行う自然人をいう。

(d) 「許可する締約国」とは、他の締約国の自然人であって、前条の規定の対象となるものから入国及び一時的な滞在に係る申請を受理する締約国をいう。

(e) 「出入国管理に関する文書」とは、

A S E A N構成国については、許可する締約国である当該A S E A N構成国の法令に基づく査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証であつて、他の締約国の自然人に対し、当該A S E A N構成国の領域に一時的に入国し、若しくはその領域において一時的に滞在し、若しくは就労し、又はその領域において業務上の拠点を設立する権利を付与するものをいう。

日本国については、同国の法令に基づいて入国及び一時的な滞在を許可する査証のみをいう。

(f) 「企業内転勤者」とは、

A S E A N構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、他の締約国の領域において設立された法人の被用者である自然人であつて、当該A S E A N構成国の領域内の業務上の拠点（代表事務所、支店、子会社又は提携する会社）を通じてサービスを提供するために一時的に転任するもの（附属書九に定める特定の約束の条件に特定する期間にわたつて当該法人の被用者であるものに限る。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。

(i) 「役員」とは、組織に属する自然人であつて、主として当該組織の経営について指示し、意思決

定において幅広い裁量を行使し、及びより上級の役員、取締役会又は事業に係る株主から一般的な監督又は指示のみを受けるものをいう。役員は、当該組織によるサービスの実際の提供に関する業務を直接行わない。

(ii) 「経営者」とは、組織に属する自然人であつて、主として当該組織、部門又は部局に対して指示し、かつ、他の監督的、管理的又は専門的立場にある職員に対する監督及び管理の業務を遂行するものをいう。経営者には、監督の対象である被用者が自由職業家である場合を除くほか現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供に必要な業務を行う被用者を含まない。

(iii) 「専門家」とは、組織に属する自然人であつて、設立若しくはサービスの提供に不可欠な高度の水準にある専門的知識を有し、又は当該組織の事業、研究設備、技術若しくは経営に関する専属的な知識を有するものをいう。また、専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、これに限らない。

日本国にASEAN構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる企業内転勤者の活動であつて、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行

う自然人をいう。

(g) 「入国及び一時的な滞在」又は「入国し、及び一時的に滞在すること」とは、締約国の領域に他の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく入国し、及び滞在することをいう。

第五十条の二の四 特定の約束

1 各締約国は、この章の規定（附属書九に定める各区分における条件を含む。）に従って、他の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該他の締約国の自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される自然人の移動に関する当該各締約国の法令（当該他の締約国の自然人が求める出入国管理に関する文書についての所定の申請手続及び資格要件に関するものを含む。）であつて、この章の規定に反しないものに従うことを条件とする。当該他の締約国の自然人には、次の区分に該当する者を含むことができる。

- (a) 短期の商用訪問者
- (b) 企業内転勤者
- (c) 契約に基づくサービス提供者

(d) 投資家

(e) 附属書九に定めるその他の区分

2 締約国は、1の規定に適合しない他の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を拒否することができる。

3 いずれの締約国も、附属書九に別段の定めがある場合を除くほか、自国が他の締約国の自然人に対して発給する査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第五十条の二の五 申請の処理

1 各締約国は、出入国管理に関する文書について又は当該出入国管理に関する文書に係る期間の延長についての不備のない申請であつて、第五十条の二の二の規定の対象となる他の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。

2 締約国の権限のある当局は、出入国管理に関する文書についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

3 各締約国は、要請があつた場合には、出入国管理に関する文書についての不備のない申請を受理した

後合理的な期間内に、次の事項を申請者に通知する。

(a) 申請の受理

(b) 申請の処理状況

(c) 申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

4 各締約国は、入国及び一時的な滞在に関し、自国の法令に従い、要件（必要とされる書類を含む。）を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するように努める。

5 1に規定する申請の処理に関して締約国が課する手数料については、合理的なものとし、及び自国の法令に従う。

第五十条の二の六 透明性

各締約国は、次のことを行う。

(a) 関連する全ての出入国管理に関する文書に係る説明資料並びに関連する書式及び文書であって、この章の規定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを公表し、又は公に利用可能なものとする。

(b) 自然人の入国及び一時的な滞在に係る自国の法令に関し、利害関係を有する者からの照会に回答す

るための連絡部局その他の適当な仕組みを維持し、又は設けること。

(c) 可能な限り、自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす新たな規制の公表と当該規制の効力発生の日との間に合理的な期間を置くこと。当該公表については、電子的に利用可能なものとすることができる。

(d) 自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす出入国管理に関する措置を修正し、又は改正する場合には、(a)の規定に従って公表し、又は利用可能なものとした情報をできる限り速やかに更新することを確保すること。

第五十条の二の七 承認

1 締約国は、この章の規定に基づく自然人の円滑な移動のため、他の締約国の自然人に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 1の規定による承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、関係締約国間

の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

3 締約国は、非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該締約国と当該非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

第五十条の二の八 第九章の規定の適用

1 全締約国は、第九章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によつて解決するよう努める。

2 締約国は、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否について、第九章に規定する手続を利用してはならない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 入国及び一時的な滞在を拒否する事案が許可する締約国による一定の実行の類型に関するものであること。

(b) 当該締約国の自然人が特定の事案に関して、可能な場合には、国内的な救済措置を尽くしたこと。

第五十条の二の九 一般的例外

この章の規定の適用上、第五十・十三条の規定を準用する。

第五十条の二の十 出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第九章及び第十章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、他の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に関して各締約国に対して義務を課するものではない。

注釈 他の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置には、出入国管理に関する文書を含む。

第六条 A J C E P 協定第七章（投資）の改正

A J C E P 協定第七章を次のように改める。

第七章 投資

第五十一・一条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

2 この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 締約国が政府調達に関して採用し、又は維持する措置

(b) 締約国が交付する補助金又は行う贈与

(c) 政府の権限の行使として提供されるサービス。ただし、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるものに限る。

(d) 第一議定書が効力を生ずる日の前に生じた事態に起因する請求

3 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、第六章及び前章の規定の対象となるものについては、適用しない。

4 3の規定にかかわらず、第五十一・四条及び第五十一・九条から第五十一・十三条までの規定は、第六章の規定の対象となるサービスの提供であつて、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるものに影響を与える措置について適用する。ただし、その措置が対象

投資財産及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

注釈 この4の規定は、締約国が第八条、第五十一・十四条、第五十一・十五条、第五十一・十九条から第五十一・二十一条まで又はこの章の他の関連する規定を、第六章の規定の対象となるサービスの提供であつて、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるものに影響を与える措置について適用することを妨げるものではない。ただし、その措置が対象投資財産及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

第五十一・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「対象投資財産」とは、締約国について、当該締約国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産であつて、第一議定書が効力を生ずる日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいい、適当な場合には、当該締約国の法令及び国内政策に従つて許可されたものをいう。

注釈1 「国内政策」とは、締約国政府が承認し、かつ、公表した投資に影響を与える政策であつ

て、書面により公に利用可能なものをいう。各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、当該国内政策に関して、英語で、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に対して情報を提供する。

注釈2 タイ王国については、この章の規定は、適当な場合には、同国の法令及び国内政策に従って、保護のため権限のある当局によって書面により個別に承認された対象投資財産について適用する。

注釈3 カンボジア王国及びベトナム社会主義共和国については、「許可された」とは、「場合に
応じて、個別に登録され、又は書面により承認された」ことをいう。

(b) 「自由利用可能通貨」とは、IMFがIMF協定（その改正を含む。）に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(c) 「投資財産」とは、投資家が所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 動産及び不動産、他の有体財産及び無体財産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(ii) 株式、出資その他の形態の法人の持分及び債券、社債、貸付金その他の債務証書（これらのものから派生する権利又は生ずる利益を含む。）

(iii) 投資が行われる締約国の領域において当該締約国の法令により与えられる知的財産権（適当な場合には、著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）及びのれん

(iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権。ただし、「投資財産」には、次のもののみから生ずる金銭債権を含まない。

(A) 締約国の領域内の自然人又は法人による他の締約国の領域内の自然人又は法人に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B) 貿易金融等の商業取引に関連する信用の供与

「投資財産」には、また、投資財産から生じ、又は派生する収益、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈 「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(d) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の自然人

(ii) 締約国の法人

注釈 全締約国は、投資を「行おうとし」ている締約国の投資家とは、通知又は承認の手續（適当な場合には、投資を行うための手續であつて、当該投資家に対し投資財産を設立することを認

める許可又は免許のためのもの）を開始する積極的な措置をとった締約国の投資家をいうものと了解する。

(e) 「締約国の法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（会社、信託、組合、個人企業、合併企業並びに他の団体及び組織を含む。）をいう。

(f) 「措置」とは、投資家又は投資財産に影響を及ぼすあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(g) 「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(h) (d)の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該締約国の国民又は市民であること。

(ii) 当該締約国に永住する権利を有すること。ただし、当該締約国及び他の締約国の双方が永住者を承認し、かつ、投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同一の待遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

第五十一・三条 内国民待遇

各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処
分に関し、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその
投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・四条 一般的待遇

1 各締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保
障を与える。

2 「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、1に規定する国際慣習法上求められ

る待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

3 全締約国は、次のことを了解する。

(a) 「公正かつ衡平な待遇」の要件により、各締約国が、正当な法の手続の原則に従い法律上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないことを義務付けられること。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国が、対象投資財産の保護及び保障を確保するために合理的に必要とされる措置をとることを義務付けられること。

4 この章の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第五十一・五条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者若しくは他の事業者から物品を購入すること。
 - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
 - (e) 当該投資家の投資財産により生産され、又は提供される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- 2
- いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の要求に従うことを求めることができない。
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (b) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者若しくは他の事業者から物品を購入すること。
 - (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国

為替の流入の量と関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産され、又は提供される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

3 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

注釈 この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・六条 経営幹部及び取締役会

1 締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、当該法人の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は自国の領域内の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、自己の投資財産を支配する投資家の能力が実質的に妨げられない

場合に限る。

注釈 この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・七条 留保及び例外

1 第五十一・三条及び前二条の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書十一Iの締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はA S E A N構成国の地域政府

(b) 締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、(a)(ii)に規定する措置以外のもの

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（附属書十一Iの締約国の表が効力を生ずる日における当

該措置と第五十一・三条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第五十一・三条及び前二条の規定は、締約国が附属書十一Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの締約国も、附属書十一Ⅱの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 締約国は、1(d)の規定に従って、附属書十一Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書十一Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施の後でできる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他の締約国に通報すること。

(b) 他の締約国の要請があった場合には、当該改正若しくは修正又は当該措置に関する当該他の締約国の個別の質問に応ずること。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書十一 I 及び附属書十一 II の自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第五十一・三条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

注釈 この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・八条 公衆による意見提出

各締約国は、緊急の場合を除くほか、この章の規定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定する前に、国内の法的枠組みに基づいて定める範囲内で、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五十一・九条 収用及び補償

1 いずれの締約国も、対象投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等

の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 正当な法の手続に従って実施するものであること。
- (c) 差別的なものでないこと。
- (d) 迅速、適切かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2 1 (d)の規定の適用上、補償については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。

注釈 フィリピン共和国については、収用が公表された時とは、収用のための申立てをした日をいう。

- (b) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させないこと。
- (c) 不当に遅滞することなく行い、及び支払うこと。

注釈 全締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(d) 実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3 補償には、妥当な利子を含む。補償（全ての発生した利子を含む。）については、収用を行った締約国の通貨又は投資家が要求する場合には自由利用可能通貨で支払うものとする。

4 投資家が自由利用可能通貨による支払を要求する場合には、補償（全ての発生した利子を含む。）については、支払の日の市場における為替相場により支払の通貨に交換するものとする。

5 1から4までの規定にかかわらず、土地に関する収用のいかなる措置も、第一議定書が効力を生ずる日において存在する収用を行う締約国の国内法令に定めるところによるものとし、当該法令に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に適合する補償の支払を伴うものでなければならぬ。当該補償については、補償の額に関する当該法令のその後の改正に従うものとする。ただし、当該改正が土地の市場価格の一般的な傾向に従う場合に限る。

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与について

は、適用しない。

第五十一・十条 損失又は損害に対する補償

各締約国は、戦争、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、内乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域内の対象投資財産に関して損失又は損害を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五十一・十一条 資金の移転

1 各締約国は、対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものを含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、技術援助に関する報酬、運営に関する報酬その他の対象投資財産から生ずる収益

(c) 契約に基づいて行われる対象投資財産に関連する支払（融資契約に基づく返済を含む。）

- (d) 対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (e) 対象投資財産に関連する活動に従事する者が得る収入その他の報酬
 - (f) 前二条の規定に従って行われる支払
 - (g) 第五十一・十三条の規定に基づく投資紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の自国の領域内の市場における為替相場で行われることを認める。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪
 - (d) 社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度から生ずる義務
 - (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

(f) 労働者の退職に関する権利

(g) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する報告又は記録の保存

(h) 締約国の中央銀行及び他の関係当局が課する他の手続を登録し、及び満たす義務

注釈 各締約国は、第六条1の規定により、租税に係る課税措置に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

4 この章のいかなる規定も、IMF協定に適合する為替の利用を含め、IMF協定に基づくIMFの加盟国としての全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第五十一・十二条 代位

1 締約国又は当該締約国が権限を与えた機関が、他の締約国の領域にある当該締約国の投資家による対象投資財産について保険契約又は他の形態の金銭保証を与えている場合において、当該締約国又は当該締約国が権限を与えた機関による当該保険契約又は当該金銭保証に基づいて支払が行われるときは、当該他の締約国は、当該対象投資財産に関するあらゆる権利又は請求権の代位又は移転を承認する。代位

され、又は移転された権利又は請求権は、当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。

2 締約国又は当該締約国が権限を与えた機関が自国の投資家に対して支払を行い、並びに当該投資家の権利及び請求権を譲り受ける場合には、当該投資家は、支払を行った当該締約国又は当該締約国が権限を与えた機関を代理する権限を与えられる場合を除くほか、他の締約国に対して当該権利及び請求権を行使してはならない。

3 代位された権利又は請求権の行使に当たり、当該権利又は請求権を行使する締約国又は当該締約国が権限を与えた機関は、2に規定する他の締約国に対し、自国の投資家との間の請求権の取決めの適用範囲を開示する。

4 権利又は請求権の代位又は移転に基づき1及び2に規定する締約国又は当該締約国が権限を与えた機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第五十一・十三条 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定は、締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争であって、この章の規定に基づく当該締約国の義務についての申し立てられた違反により当該投資家の対象投資財産に損失又は損害が生じ

ているものについて適用する。

2 この章の規定の適用上、

(a) 「紛争投資家」とは、この条の規定に基づいて他の締約国に対して請求を行う締約国の投資家をいう。

(b) 「紛争締約国」とは、この条の規定に基づいて請求を受ける締約国をいう。

(c) 「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。

(d) 「一方の紛争当事者」とは、紛争投資家又は紛争締約国をいう。

(e) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(f) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(g) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(h) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会で採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(i) 「UNCITRAL調停規則」とは、千九百八十年十二月四日に国際連合総会で採択された国際連合国際商取引法委員会の調停規則をいう。

3 10(c)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、紛争投資家が紛争締約国の領域において行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

4 紛争締約国の国籍又は市民権を有する自然人は、この条の規定に基づき当該紛争締約国に対して請求権を行使してはならない。

5 投資紛争は、可能な限り、紛争当事者間の友好的な協議によって解決する。

6 5に規定する協議によって投資紛争が解決されない場合には、紛争投資家は、この条の規定に従うことを条件として、紛争締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所又はこの条の規定による調停若しくは仲裁に次の事項に係る請求を付託することができる。

(a) 当該紛争締約国が、対象投資財産の経営、管理、運営又は売却その他の処分に關し、第五十一・三

条、第五十一・四条、第五十一・五条1(a)から(d)まで、第五十一・六条及び第五十一・九条から第五十一・十一條までの規定に基づく義務に違反したこと。

(b) 当該紛争投資家又はその対象投資財産が、(a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を被ったこと。

7 (a) 紛争投資家は、自らの選択により、6に規定する請求を次のいずれかに付託することができる。

(i) 紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所。ただし、当該司法裁判所又は行政裁判所が当該請求について管轄権を有する場合に限る。

(ii) ICSID条約並びにICSIDの調停手続に関する手続規則及びICSIDの仲裁手続に関する手続規則による調停又は仲裁。ただし、紛争締約国及び当該紛争投資家の締約国の双方がICSID条約の当事国である場合に限る。

(iii) ICSID追加的制度規則による調停又は仲裁。ただし、紛争締約国又は当該紛争投資家の締約国のいずれか一方のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(iv) UNCITRAL調停規則による調停又はUNCITRAL仲裁規則による仲裁

(v) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁機関又は他の仲裁規則による仲裁

(b) (a)の規定の適用上、紛争投資家は、(a)(ii)から(v)までの規定による調停又は仲裁に請求を付託することができる。ただし、紛争締約国が協議及び交渉のための書面による要請を受領した日から百八十日以内に、投資紛争が5の規定によって解決されない場合に限る。

8 紛争投資家が紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所に請求を付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。

9 (a) 各締約国は、この条に定める手続に従って7に規定する調停又は仲裁に請求を付託することに同意する。

注釈1 この(a)の規定にかかわらず、インドネシア共和国と他の締約国の投資家との間又はフィリ

ピン共和国と他の締約国の投資家との間の投資紛争については、ICSID条約及びICS

IDの仲裁手続に関する手続規則による請求の付託についての同意は、紛争当事者間の書面による別個の合意による。7(a)(iii)及び(iv)の規定による手続の開始、調停手続の開始又は仲裁への付託は、関係する仲裁規則又は調停規則の定めるところによる。当該書面による別個の

合意は、ICSID条約及びICSIDの仲裁手続に関する手続規則による請求の付託についてのみ適用する。

注釈2 この(a)の規定にかかわらず、タイ王国と他の締約国の投資家との間又は他の締約国とタイ

王国の投資家との間の投資紛争については、紛争締約国は、7に規定する調停又は仲裁に請求を付託することに同意する。ただし、タイ王国及び他の締約国が、その双方が当事国である既存の国際協定における調停又は仲裁に請求を付託することに同意していた場合に限る。

その同意は、当該国際協定に定めるところと同一の条件及び制限によるものとする。

- (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

- (i) ICSID条約第二章の規定又はICSID追加的制度規則の規定であつて、投資紛争の両当事者の書面による同意に関するもの

- (ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

10 7 (a)(ii)から(v)までのいずれかの規定による調停又は仲裁への請求の付託であつてこの条の規定による

ものについては、次の事項を条件として行う。

(a) 当該調停又は仲裁への請求の付託が、6 (a)に規定する義務の違反であつて紛争投資家又はその対象投資財産に損失又は損害を生じさせたものを当該紛争投資家が知った又は合理的に知るべきであつた時から三年以内に行われること。

(b) 紛争投資家が、紛争締約国に対し、当該調停又は仲裁への請求を付託する少なくとも九十日前に、当該調停又は仲裁への請求の付託の意図を書面により通知すること。その通知は、次の事項を条件とする。

(i) 紛争解決の場として7 (a) (ii)から(v)までの規定のいずれかを特定し、及び7 (a) (ii)から(iv)までの規定に該当する場合には調停又は仲裁のいずれを求めるかを特定すること。

(ii) この章の規定についての当該紛争締約国の申し立てられた違反を簡潔に要約すること（違反があつたとされる条項及び当該紛争投資家又はその対象投資財産に生じたとされる損失又は損害を含む。）。

(c) いずれかの締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の紛争解決のための制度

（紛争締約国及び紛争投資家の締約国の双方が当事国である他の二国間又は多数国間の協定に基づく投資紛争の解決のための制度を含む。）において、6に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を紛争投資家が放棄する旨の書面を調停のための書面による要請若しくは招請又は仲裁に関する通知に添付すること。したがって、当該紛争投資家が7(a)(ii)から(v)までのいずれかの規定による調停又は仲裁に当該請求を付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。

11 10(c)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済（紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする救済であって、損害賠償の支払又は係争中の問題の実質的な解決を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

12 いずれの締約国も、自国の投資家及び他の締約国がこの条の規定に従って調停又は仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、

この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

13 7の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定並びに関係する国際法の規則及び適当な場合には紛争締約国の関連する国内法に従って、係争中の事案について決定する。

注釈 仲裁裁判所は、この章の規定の違反を構成するとされる措置の合法性につき、紛争締約国の内法に基づいて決定する管轄権を有しない。

14 仲裁裁判所は、請求が受理され得るものではない旨又は請求が当該仲裁裁判所の管轄権若しくは権限の範囲外にある旨の紛争締約国による異議について取り扱い、及び決定する。ただし、当該紛争締約国によるそのような要請が、当該仲裁裁判所が設置された後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも当該仲裁裁判所が当該紛争締約国による答弁書の提出の期限として定める日の前に行われることを条件とする。

15 14の規定にかかわらず、仲裁裁判所は、職権により、手続のいかなる段階においても、請求が受理され得るものか否か又は請求が仲裁裁判所の管轄権若しくは権限の範囲内にあるか否かについて検討する

ことができる。

16 仲裁裁判所は、原則として、14に規定する異議について先決問題として決定すべきである。もつとも、当該仲裁裁判所は、当該異議を請求の本案と併合することができる。当該異議を請求の本案と併合するか否かを検討するに当たり、仲裁裁判所は、できる限り、紛争当事者の同意を得るものとする。

17 紛争当事者が先決的な異議を申し立てるための他の迅速な手続に合意している場合を除き、紛争締約国は、仲裁裁判所が構成された後九十日以内に、かつ、いかなる場合にも仲裁裁判所における最初の会議の前に、請求が明白に法的根拠を欠いている旨の異議を提出することができる。当該紛争締約国は、できる限り正確に当該異議の根拠を特定する。当該仲裁裁判所は、紛争当事者に対して当該異議についての意見を提出する機会を与えた後、最初の会議において又はその後速やかに、当該紛争当事者に対して当該異議についての決定を通知する。当該仲裁裁判所の決定は、当該紛争締約国が14の規定に従って異議を提出し、又は手続の過程において当該請求が法的根拠を欠いている旨の反論を行う権利を害するものではない。

18 仲裁裁判所が、請求が受理され得るものではなく、若しくは請求が当該仲裁裁判所の管轄権若しくは

権限の範囲外にあり、又は請求が明白に法的根拠を欠いていると決定する場合には、仲裁裁判所は、その旨の裁定を下す。

19 仲裁裁判所は、正当な理由があるときは、異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び報酬を主張を認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たり、請求若しくは異議に根拠がなかったか又は明白に法的根拠を欠いていたかについて検討するものとし、また、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

20 (a) 仲裁裁判所は、紛争締約国の要請に基づき投資紛争において係争中であるこの章の規定に係る共同の解釈を要請するものとし、また、職権により当該共同の解釈を要請することができる。全締約国は、仲裁裁判所に対し、その要請を受領した日から六十日以内に、当該共同の解釈について宣言するための共同の決定であつてコンセンサス方式によるものを書面により提出する。全締約国が六十日以内にそのような決定を行うことができない場合には、(b)の規定の適用を妨げることなく、締約国が提出した解釈について紛争当事者及び仲裁裁判所に送付するものとし、当該仲裁裁判所は、職権により

この問題を決定する。

(b) 第十一条2(e)(iv)の規定に基づくこの章の規定の解釈に関する合同委員会の決定は、仲裁裁判所を拘束するものとし、仲裁裁判所が下すいかなる決定又は裁定も、当該合同委員会の決定に適合するものでなければならぬ。

21 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

22 各締約国は、自国の領域において裁定を執行するために必要な手段を定める。

23 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。裁定は、紛争当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ、拘束力を有する。

第五十一・十四条 一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある全締約国の間若しくはその投資家の間における恣意的若しくは不当な差別の手段又は他の締約国の投資家若しくはその投資財産に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

(e) 有限天然資源の保存に関する措置。もつとも、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

第五十一・十五条 特別な手続及び情報の要求

1 第五十一・三条のいかなる規定も、締約国が投資財産に関して特別な手続（投資財産が適法に設立され、又は登録の要件を満たさなければならないとの要件に従うことを含む。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び投資財産に対して与える権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第五十一・三条の規定にかかわらず、締約国は、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該締約国は、秘密の情報については、公私の特定の法人の正当な商業上の利益又は当該投資家若しくは当該対象投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第五十一・十六条 新規ASEAN構成国に対する特別のかつ異なる待遇

新規ASEAN構成国のためのこの章の規定による利益を増進するため並びに第二条、第三条及び第五十二条の規定に従い、特別のかつ異なる待遇については、この章の規定に基づいて、次の事項を通じて新規ASEAN構成国に与えるべきである。

- (a) 他の締約国の投資政策に関する情報、事業活動に関する情報、関連するデータベース及び投資の促進のための連絡部局へのアクセス
- (b) 投資政策及び投資の促進（人材養成等の分野におけるものを含む。）に関する新規ASEAN構成国の能力を強化するための技術援助
- (c) 新規ASEAN構成国が関心を有する分野における約束
- (d) 各新規ASEAN構成国による約束がそれぞれの発展段階に応じて行われることの認識

第五十一・十七条 投資の促進

- 1 各締約国は、全締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進すべきである。
- 2 全締約国は、自国の法令及び資金の利用可能性に従うことを条件として、可能な場合には特に次の事項を通じて、ASEAN及び日本国を一の投資地域として認識することを促進し、及び向上させるよう

協力する。

- (a) 投資の促進に関する活動を組織すること。
- (b) 事業取引のあっせんの催しを促進すること。
- (c) 投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを組織し、及び支援すること。

- (d) 投資の促進及び円滑化に係る相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第五十一・十八条 投資の円滑化

1 各締約国は、自国の領域における他の締約国の投資家による投資の拡大を奨励するため、安定した、良好な、かつ、透明性のある条件を更に作り出すよう努める。

2 全締約国は、自国の法令及び資金の利用可能性に従うことを条件として、可能な場合には特に次の事項を通じて、日本国と全A S E A N構成国との間の投資を円滑にするために協力する。

- (a) あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。
- (b) 投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。

- (c) 投資に関する情報（投資に関する規則、政策及び手続を含む。）の周知を促進すること。
- (d) 投資を受け入れるそれぞれの締約国において、産業界に対して支援及び助言（免許及び許可に関する業務の円滑化を含む。）を行うため、投資に関する総合窓口を設置すること。

第五十一・十九条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第五十一・三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第五十一・十一条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) IMF協定に適合することであること。
- (b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるもので

あること。

(c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) 他のいずれかの締約国に対し、当該他のいずれかの締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

3 1の規定に基づいて採用し、又は維持する措置については、他の締約国に対して速やかに通報する。

第五十一・二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する事業体が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの章の規定に適合しない場合には、当該措置をこの章の

規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

- 3 この章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第五十一・二十一条 利益の否認

- 1 締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の法人であるものが非締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該締約国が当該非締約国と外交関係を有していない場合

(b) 当該非締約国に関する措置であつて、当該他の締約国の法人との取引を禁止するもの又は当該他の締約国の法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

- 2 締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の法人であるものが非締約国又は当該締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他の締約国の領域において実

質的な事業の運営を行っていないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

注釈 当該締約国は、他の締約国に対し、当該他の締約国の投資家に対してこの章の規定による利益を否認する旨の当該締約国の決定を通報するよう努める。

3 この条の規定の適用上、

(a) 法人が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 法人が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

4 1から3までの規定の適用を妨げることなく、フィリピン共和国は、2に規定する通報に従い、「ダミー防止法」としても知られ、大統領令第七百十五号により改正された「特定の権利、地域的独占権又は特権の国有化に関する法律を回避する行為を処罰する法律」（連邦法第百八号）（その改正を含む。）の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったことを証明する場合には、当該他の締約国の投資

家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第五十一・二十二条 投資に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を第十一条の規定に従って設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について討議及び見直しを行うこと。

(b) 第五十一・七条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第五十一・七条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、全締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連する他の問題であってこの章の規定に関するものについて討議すること。

(e) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

3 (a) 小委員会は、日本国政府及び全ASEAN構成国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、日本国政府の職員及び一のASEAN構成国である締約国の政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5 小委員会は、全締約国の同意に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

第五十一・二十三条 作業計画

1 全締約国は、第一議定書が効力を生じた日の後速やかに、日本国及び全ASEAN構成国の参加を得て、第五十一・七条に規定する留保に係る表に関する協議を開始する。前条に規定する投資に関する小委員会は、この問題を討議する場として機能する。

2 1に規定する協議は、全締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一議定書が効力を生じた日から二年以内に終了する。

3 1に規定する協議の結果としての全締約国の留保に係る表は、第七十七条の規定に従つて効力を生

じ、並びにこの協定に附属書十―Ⅰ及び附属書十―Ⅱとして組み込まれる。

4 第五十一・七条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、適用しない。日本国及び全ASEAN構成国は、投資の自由化を更に促進する可能性を検討するため、同条1(d)の規定を見直すための更なる討議を行う。

5 第五十一・三条の規定は、各締約国が投資の許可のための条件及び制限を定める措置（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）を採用し、維持し、又は適用する権利に影響を及ぼすものではない。3に規定する留保に係る表が効力を生じた後は、この5の規定は、効力を失う。

6 第五十一・三条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、投資財産の設立、取得及び拡張に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

7 3に規定する留保に係る表が効力を生ずるまでの間、

(a) ASEAN構成国は、第五十一・三条の規定に適合しない措置について採用し、維持し、又は適用することができる。ただし、次の場合に限る。

(i) 日本国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、日本国及び当該ASEAN構成国の

双方が当事国である他の国際投資協定に適合していること。

(ii) 他のASEAN構成国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、全ASEAN構成国による他の国際投資協定であつて当該ASEAN構成国が当事国であるものに適合していること。

(b) 日本国は、第五十一・三条の規定に適合しない措置について採用し、維持し、又は適用することができる。ただし、ASEAN構成国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、日本国及び当該ASEAN構成国の双方が当事国である他の国際投資協定に適合している場合に限る。

注釈1 (a)(i)及びこの(b)の規定の適用上、「他の国際投資協定」とは、次のいずれかの協定（その

関連文書及び改正文書を含む。）をいう。

(i) 二千二年一月十三日にシンガポールで作成された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

(ii) 二千五年十二月十三日にクアラルンプールで作成された経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

(iii) 二千六年九月九日にヘルシンキで作成された経済上の連携に関する日本国とフィリピン

共和国との間の協定

- (iv) 二千七年四月三日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

- (v) 二千七年六月十四日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定

- (vi) 二千七年六月十八日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

- (vii) 二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

- (viii) 二千八年一月十六日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定

- (ix) 二千八年十二月二十五日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

- (x) 二千十三年十二月十五日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

注釈 2

(a)(ii)の規定の適用上、「他の国際投資協定」とは、次のいずれかの協定（その関連文書及び改正文書を含む。）をいう。

- (i) 二千九年二月二十六日にチャムで作成された東南アジア諸国連合の包括的な投資協定
- (ii) 二千九年二月二十七日にチャムで作成された東南アジア諸国連合、オーストラリア及びニュージーランドの間の自由貿易地域を設定する協定
- (iii) 二千九年六月二日に済州島で作成された東南アジア諸国連合構成国政府と大韓民国政府との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定
- (iv) 二千九年八月十五日にバンコクで作成された東南アジア諸国連合と中華人民共和国との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定
- (v) 二千十四年十一月十二日にネーピードーで作成された東南アジア諸国連合とインド共和国との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定

(vi) 二千十八年五月十八日にハノイで作成された中華人民共和国香港特別行政区政府と東南

アジア諸国連合構成国政府との間の投資協定

8 第五十一・五条及び第五十一・六条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、適用しない。

9 全締約国は、また、この章の規定（留保に係る表についてのものを含む。）に最恵国待遇を適用することに合意するため、討議を開始する。

10 全締約国は、また、収用を構成する租税に係る課税措置に第五十一・九条及び第五十一・十三条の規定を適用することに合意するため、協議を開始する。

第七章の附属書 A 収用及び補償

1 締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害しない限り、収用を構成しない。

2 第五十一・九条の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、対象投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

3 締約国による一の行為又は一連の関連する行為が特定の事実関係において2(b)に規定する類型の収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a) 政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国によるそのような一の行為又は一連の関連する行為が

投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束（契約、免許その他の法的文書によるものか否かを問わない。）の当該政府の行為による違反の有無

(c) 政府の行為の性質（その行為の目的及びその行為が公共の目的に比して均衡を失するものであるか否かを含む。）

4 公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、安全及び環境の保護等）を達成するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、2 (b)に規定する類型の収用を構成しない。

第七条 A J C E P 協定第十章（最終規定）の改正

A J C E P 協定第七十七条5を次のように改める。

5 2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみにについての改正は、合同委員会が採択することができ
る。当該改正は、合同委員会が合意する日から全締約国について効力を生じ、実施される。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正を反映するために附属書一を更新することを目的とする改正
正であつて、合同委員会によって採択された方法及び手続によるものに限る。）

(b) 附属書二

(c) 附属書四の付録

(d) 附属書五

注釈 この5の規定は、各締約国政府が必要な内部手続を完了することを妨げるものではない。

第八条 効力発生

1 各署名国政府は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を書面により他の署名
国政府に通告する。この議定書は、日本国政府及び少なくとも一のA S E A N構成国の政府がその通告

を行った日の属する月の後二番目の月の初日に、それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府がそのような通告を行った署名国の間で、効力を生ずる。

2 日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国の政府が1の規定に従って通告を行った日の後に、1の規定に従って通告を行うASEAN構成国については、この議定書は、当該ASEAN構成国が当該通告を行った日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

3 2に規定するASEAN構成国は、この議定書が自国について効力を生ずる時までにAJCEP協定第七十七条5の規定に従って合同委員会によって採択され、効力を生ずる改正により拘束される。この3の規定は、この議定書の効力が生じたAJCEP協定の締約国が、この議定書が当該ASEAN構成国について効力を生ずる日の前に当該ASEAN構成国について当該改正を適用することを妨げるものではない。

4 この議定書は、AJCEP協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

英語により本書二通を作成し、二千十九年二月二十七日に東京で、二千十九年三月二日にカンボジアのシエムリアップで、及び二千十九年四月二十四日にハノイで署名した。

日本国政府のために

河野太郎

ブルネイ・ダルサラーム国政府のために

アミン

カンボジア王国政府のために

ソラサック

インドネシア共和国政府のために

エンガル

ラオス人民民主共和国政府のために

K・P

マレーシア政府のために

ダレル

ミャンマー連邦共和国政府のために

タウン・タウン

フィリピン共和国政府のために

R
m
L

シンガポール共和国政府のために

C
S

タイ王国政府のために

チュティマ・ブンヤプラパサラ

ベトナム社会主義共和国政府のために

トゥアン・アイン